

13

# 品質表示

## 13.1 品質表示

製品に表示される事項は、ブランド名、サイズ、組成、取扱方法、原産地、推奨マーク、価格など多種多様である。

この中で品質に関する表示だけを取り上げると、次のようになる。但し、サイズ、取扱方法及び原産国に関する表示なども品質表示として取り扱う。

### 13.1.1 家庭用品品質表示法に基づく表示

家庭用品品質表示法(昭和27年5月4日法律第104号)は、消費者が製品を選択する際に、必要とする品質上の情報を品目毎に設定し、販売者に対し、指定された表示をすることを義務づけたものである。

#### 1 表示事項及び表示対象

現在、家庭用品品質表示法で指定している繊維製品の表示事項及び対象品目は下記の通りである。(詳しくは、繊維製品品質表示規定〔通商産業告示〕参照)

表示の対象と表示事項

表示事項	対象品目
①繊維の組成	糸、生地、ふとんわた、ほとんどの衣料品
②収縮性	カーテン用として用いられる生地及びカーテン、敷布、毛布カバーなどのカバー類
③難燃性	カーテン用生地、カーテン、パイルのある床敷物
④家庭洗濯等取扱方法	ほとんどの衣料品
⑤寸法	着分相当着尺地、毛布、敷布、カーテン、パイルのある床敷物、タオル製上掛、ふとん、毛布カバー等カバー類
⑥はっ水性	コート類
⑦表示者名	上記6項目に付記する

#### 2 表示内容

繊維製品品質表示規定では、各表示事項について、表示すべき内容を次のように定めている。

- ①繊維の組成 指定された繊維名とその混用割合を百分率で表示する。  
少量多種の繊維を用いた製品など特定された場合には特殊な表

示方法が認められている。

- ②収縮性 「収縮率」と書いて、縦方向、横方向を示す文字とそれぞれの収縮率を表示する。収縮率のばらつきの大きいもの、組織の複雑なものなどは特殊な表示方法が認められている。
- ③難燃性 基準に適合する製品に「難燃」と28ポイント以上の活字で表示する。耐洗濯性のないものにはその旨表示する。
- ④家庭洗濯等取扱方法 JIS L 0217に指定した図柄を、同規格にしたがって表示する。巻末資料参照
- ⑤はっ水性 基準に適合する製品に「はっ水」と表示する。耐洗濯性のないものにはその旨表示する。ただし、取扱方法で洗濯を禁止したものを除く。
- ⑥寸法 「寸法」または「サイズ」の文字に、縦方向、横方向を示す文字と、それぞれの寸法をcm単位で表示する。
- ⑦表示者名 上記①～⑥表示をした者の氏名または名称を表示する。但し、通商産業大臣の承認した番号で替えることができる。

この中で、繊維の組成と家庭洗濯等取扱方法については、国際標準化機構ISOの規格との整合が問題となっている。

繊維の組成では、繊維名がISOで定めている繊維名と繊維製品品質表示規定で定めている名称との間に違いがある。

取扱表示については、図柄や規格の構成に大きく開きがある。これは洗濯等に関するわが国と外国との習慣の違いある。加えて、現行の表示方法が広く普及した現在、これを変更することによる混乱が予想される、など難問を抱えている。

ISOの取扱表示に関する規格を巻末に示す。

### 13. 1. 2 サイズ表示

サイズ表示については、品質表示法では「寸法」という表示事項で一部の製品(毛布、敷布など方形の製品)について規定があるのみで、既製衣料品については、まだ表示法の対象となっていない。このため、既製衣料品のサイズ表示は、日本工業規格 JIS で定め、この規定を業界が守ることを申し合わせて、実施しているのが現状である。

既製衣料品のサイズ表示に関しては、4. 2 既製衣料品のサイズを参照されたい。

### 13. 1. 3 不当景品類及び不当表示防止法

(昭和37年5月15日 法律第135号)による表示

不当景品類及び不当表示防止法では、過去、綿芯を用いた帯留めに「正絹」の表示があり不当表示として指摘されたことがあったが、これについては家庭用品品質表示法で表示方法を規定して解決した。

同様なことは他にもあり、この法律で、消費者に誤認を与える恐れのある不当な表示や、誇大な表示を取り締りの対象としている。

この法律による規制で、現在、アパレルに関する主なものは、原産国表示である。

昭和48年10月16日公正取引委員会告示第34号「商品の原産国に関する不当な表示」が出され、次の2点が明らかにされた。

①この告示で原産国とはその商品の内容について、実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。(アパレルの場合は縫製工程をいう)

②商品の原産地が一般に国名よりは地名で知られているため、その商品の原産地を国名で表示することが適切でない場合は、原産地を原産国と見なす。(例：香港)

また同日、事務局長通達第12号「商品の原産国に関する不当な表示の運用基準」で具体的な基準が示された。

さらに、同年12月5日事務局長通達「商品の原産国に関する不当な表示の衣料の表示に関する運用細則」が出され、具体的な表示例とその適否が示された。

これらは、日本製でありながら外国製との誤認を生ずる恐れのある表示に関するものである。

### 13. 1. 4 消費生活用製品安全法の関係

S マーク：特別認可法人 製品安全協会が実施する安全マーク。国が定めた特定製品に表示され、

特定製品はこの表示がないと販売できない。繊維関係では登山用ザイルが対象となっている。

SG マーク：特別認可法人 製品安全協会が通商産業大臣の認可を得て設定した基準に合格した製品に表示できる。SG マークつき製品の欠陥が原因で、消費者の生命または身体に、損害を生じた場合には、製品安全協会が賠償金を支払うことになっている。

### 13. 1. 5 工業標準化法の関係

JIS マーク：日本工業規格に該当する製品に表示される。品目の指定は主務大臣が指定し、官報に告示される。JIS マーク許可工場の指定商品または加工品が JIS に適合しているだけでなく、JIS に適合する製品の製造または加工を、将来とも継続して行う能力を有することが条件とされている。許可工場は、製造品目または種目、工場の名称が官報に公示される。

### 13. 1. 6 その他の主な推奨マーク

G マーク：通商産業省選定のグッドデザイン製品、財団法人 日本産業デザイン振興会が実施し、学識経験者などによるデザイン審査と、検査団体による品質検査に合格した商品に表示される。

Q マーク：通商産業省の指導で定められた繊維製品品質総合検査基準にもとづいた検査に合格した製品に表示される。実施団体は Q マーク管理委員会で、「Q マーク表示品に問題があった場合は、Q マーク管理委員会に連絡して下さい」という趣旨の表示がある。

ウールマーク：国際羊毛事務局が設定した世界共通の品質基準に合格するウール製品を製造・販売する会社にウールマークの表示が許可される。ウールマークの表面には、必ず、ライセンス番号が表示される。生地を品質をよくする目的で、化学合成繊維が使用され(毛の混用率55%~95%)、ウールマーク製品と同等な品質を有する製品には、ウールブレンドマークが表示される。

コットンマーク：国際綿花振興会が管理する、綿の国際キャンペーンの代表製品としてふさわしい優秀な品質で、ファッション性の高いものに表示が認められる。このマークの表示は国際綿花振興会及び、(財)日本綿業振興会が個別に選定し、審査承認される。

これ以外にも多くの推奨表示や、特定の検査基準に合格した合格証が製品に表示されている。

(廣瀬 淳)